

【2024年度から】  
森林環境税が課税されます

森林の整備とその促進のため、全ての住民税納付対象者に森林環境税が課税されます。この税金は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

■導入の目的

- 温室効果ガスの削減
- 自然災害の防止
- 水資源の貯蓄、浄水

《課税額》 1,000円/年

※6月から個人住民税と併せて徴収されます。

問 税務課 市民税係  
☎お太助フォン 42-5614 📠42-2130

【3月31日(日)まで】  
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

成人肺炎の25～40%を占める肺炎球菌性肺炎は、特に高齢者が重篤化しやすいといわれています。高齢者の肺炎の中で最も感染率の高い肺炎球菌の感染を予防するため「肺炎球菌ワクチン」を接種しましょう。

《2023年度接種対象者》

肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の接種を受けたことがない方で、下記の①または②に該当する方

①2023年度に下記の年齢になる方	
65歳	1958年4月2日～1959年4月1日生
70歳	1953年4月2日～1954年4月1日生
75歳	1948年4月2日～1949年4月1日生
80歳	1943年4月2日～1944年4月1日生
85歳	1938年4月2日～1939年4月1日生
90歳	1933年4月2日～1934年4月1日生
95歳	1928年4月2日～1929年4月1日生
100歳	1923年4月2日～1924年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、身体障害者手帳1級程度に該当する方。

※公費助成の有無によらず、接種歴がある方は対象外です。  
対象の方には、2023年3月末に接種券を郵送しています。接種券を紛失した方や転入などで接種券が届いていない方は、下記へ問い合わせてください。  
※2024年度からは、65歳の方が対象になります。

問 健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 42-5633 📠47-1282

マイナンバーカード  
転出・転入・転居時の手続き



マイナンバーカードは、転居・転入の届け出をする際に、券面事項更新(新住所の追記)や継続利用処理(転入時のみ)などが必要です。継続利用の処理を怠るとマイナンバーカードが失効する場合があります。

※転出の届け出をする際は、保有確認のためマイナンバーカードを持ってきてください。

※券面事項更新、継続利用の処理には、マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)が必要です。

■マイナンバーカード失効条件

- 転入届の提出後、継続利用の処理をしないまま90日経過した場合
  - 転出予定日から30日経過しても転入届を提出していない場合
  - 転入した日から14日経過しても転入届を提出していない場合
  - 転入後、継続利用の処理をしないまま転出した場合
- ※失効した場合、再交付には発行手数料(1,000円)が必要です。

問 市民課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

【3月1日(金)から】戸籍証明書が  
本籍地以外で取得できます



戸籍証明書などが本籍地以外の市区町村の窓口でも取得できるようになります。

※郵送や代理人による請求はできません。

《請求できる証明書》

- 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
  - 除籍謄本(除籍全部事項証明書)
  - 改製原戸籍謄本
- ※コンピューター化されていない証明書は請求できません。

《請求できる方》

- 本人、または配偶者
  - 父母、祖父母など(直系尊属)
  - 子、孫など(直系卑属)
- ※婚姻等で別戸籍に記載されているきょうだいや亡くなった配偶者の婚姻前の証明書は請求できません。

《請求時必要書類等》

- 顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)

問 市民課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

身体障害者手帳  
交付申請を受け付けています



さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な「身体障害者手帳」を交付しています。

《対象者》

身体(視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫)に永続する障害がある方

《申請時必要書類等》

- ①申請書
  - ②指定医師の診断書・意見書
  - ③写真2枚(脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm)
  - ④個人番号(マイナンバー)と身分証明ができるもの
- ※①と②の用紙は窓口を設置しています(市のホームページからもダウンロードできます)。

問 社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

【抗体検査・接種費用無料】  
風しんの抗体検査・予防接種



対象の方は、これまで公的に予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低く、感染するリスクが高くなっています。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓の障害)になる可能性があります。あなた自身と、これから生まれてくる子どもを守るために、無料クーポン券を使って風しん抗体検査と予防接種を受けてください。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 男性
- 1962年4月2日～1979年4月1日生まれの方
- 過去に風しんの抗体検査や予防接種を受けていない方

《料金》

無料(1回限り)  
※対象者に無料クーポン券を再発行しますので下記へ連絡してください。

《抗体検査・接種期限》

2025年3月31日(月)

問 健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 42-5633 📠47-1282

身体障害者手帳  
障害程度の再認定



身体障害者手帳は、障害の状態が「再生医療の適用」や「機能回復訓練」などで変化が予想される場合には、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方は、障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったときには、新規交付時と同様に申請してください。

■下記の場合にも届け出が必要です

- 氏名変更
- 住所変更
- 死亡
- 身体障害者手帳の紛失、破損

問 社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

お太助タクシーチケット  
使用上の注意



重度障害者の外出支援のためにお太助タクシーチケットを交付しています。

■今年度交付したチケットの使用期限

3月31日(日)

※チケットは市が指定するタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動にも使用できます。

■チケット使用時の注意点

- 利用対象者本人(チケットに印字している名前の方)の乗車時以外は使用できません。
- チケット使用時は、本人確認のため必ず障害者手帳を乗務員に提示してください。

※不正使用があった場合は、チケット相当分の返金が必要になります。



問 社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130